「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（「『国立大学法人会計基準』及び『国立大学法人会計基準注解』の改訂について」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日））並びに「『国立大学法人会計基準』及び『国立大学法人会計基準注解』に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂）を適用しております。

Ⅰ　重要な会計方針

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「特別経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部及び補正予算により措置された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。

また、国立大学法人山形大学業務達成基準取扱細則に基づき学長が特に必要と認めた事業については、業務達成基準を採用している。

（追加情報）

運営費交付金債務の期末残高については、国立大学法人会計基準第78第３項に基づき、精算のための収益化を行っている。この結果、臨時利益として51,581千円が計上されている。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、国から承継した資産については見積耐用年数により、受託研究収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としている。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	２～50年
構築物	２～60年
機械装置	２～17年
工具器具備品	２～15年
船舶	２～８年
車両運搬具	２～７年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされていない教職員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされていない教職員についての退職給付に備えるため、当事業年度末の自己都合要支給額を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第４項に基づき計算された自己都合退職金要支給額の当期増加額を計上している。

５．徴収不能引当金の計上基準

債権の徴収不能に備えるため、過年度における徴収不能実績を基に回収不能見込額を計上しているほか、特定の債権については、回収可能性を個別に勘案して計上している。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券：償却原価法（定額法）

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産（貯蔵品）：最終仕入原価法

医薬品・診療材料：最終仕入原価法

８．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

９．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代、賃借料等を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年もの国債の利回り（日本相互証券公表）は▵0.050％であったが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成28年４月14日付け28文科高第63号）に基づき、０％で計算している。

10．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

Ⅱ　注記事項

１．貸借対照表関係

⑴　運営費交付金から充当されるべき賞与及び退職手当の見積額

賞与の見積額	917,295千円
退職手当の見積額	10,488,370千円

⑵　担保に供している資産

土地	11,819,800千円
建物	14,431,367千円
担保提供資産に対応する債務残高	19,025,471千円

⑶　減損の認識

①　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途	種類	場所	帳簿価額
通信設備	電話加入権	山形県山形市他	2,492千円

②　減損の認識に至った経緯

通信設備については、市場価格が著しく下落しており、回復の見込みがあると認められないため、減損を認識している。

③　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

用途	種類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
通信設備	電話加入権	―千円	―千円